破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第４９３２号
京都府宇治市木幡金草原27番地の４
破産者　細谷　智司
１　破産債権の届出期間　平成26年８月７日まで
２　一般調査期日　平成26年９月11日午後３時
平成26年７月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０１号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番７―1012号
破産者　宇野　徳子（旧姓北村）
１　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
２　一般調査期日　平成26年９月８日午後３時30分
平成26年７月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１４号
最後の住所広島市安芸区矢野西３丁目10番２号
破産者　被相続人亡山根繁信相続財産
１　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
２　一般調査期日　平成26年９月24日午後３時
平成26年７月９日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０７号
神戸市須磨区大池町５丁目１番12号
破産者　有限会社ユーコー企画
１　破産債権の届出期間　平成26年８月12日まで
２　一般調査期日　平成26年９月18日午前10時30分
平成26年７月９日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５２号
神戸市垂水区西舞子４丁目10番23号
破産者　渡瀬　英治
１　破産債権の届出期間　平成26年８月13日まで
２　一般調査期日　平成26年９月10日午前10時15分
平成26年７月９日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２８９号
大阪府守口市八雲東町２丁目63―15　プレステージ八雲203号、住民票上の住所奈良県大和郡山市小泉町1885番地45
破産者　堤　　豊裕
１　破産債権の届出期間　平成26年８月15日まで
２　一般調査期日　平成26年10月６日午後３時30分
平成26年７月10日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２６年（フ）第９５０号
兵庫県姫路市夢前町山富13番地の２
破産者　株式会社姫路書写ゴルフ場
１　破産債権の届出期間　平成26年８月20日まで
２　一般調査期間　平成26年11月12日から平成26年11月21日まで
平成26年７月10日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２５年（フ）第５６号
埼玉県熊谷市新堀867番地15
破産者　横山　政人
破産管財人　高城　智子が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏
平成26年７月７日　秋田地方裁判所能代支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１８６４号
大阪市中央区難波２丁目３番１号
破産者　堀内　隆志
免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
平成26年７月10日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２６年（フ）第７８号
愛知県一宮市西五城字須賀前９番地１
破産者　岡尾　治満
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１０６号
鹿児島市照国町９番９号
清算株式会社　中央交通株式会社
代表清算人　福永　秀敏
１　決定年月日　平成26年７月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０８１号
東京都豊島区池袋２丁目63番７号
清算株式会社　株式会社イケブクロ
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者のうち、小野孝三を除く協定債権者（以下、「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可決定が確定した日（以下「確定日」という。）から１か月以内に、確定日までに回収して得た換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙記載の各協定債権額に応じて按分して弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。
２　各本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（ただし、１円未満の端数は切り捨てる。）。この場合においては、各本件協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
４　小野孝三は、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２６年（再）第１４号
大阪市港区弁天１丁目２番１―2501号
再生債務者　アクアプロ株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区伏見町２丁目５番７号岡田伏見町ビル５階　船場中央法律事務所　弁護士　大砂　裕幸
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成26年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１６号
大阪府和泉市池上町２丁目１番15号
再生債務者　コスモ電器株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成26年５月22日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成26年９月10日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成26年８月22日
平成26年７月９日
大阪地方裁判所第６民事部